

自分を守る！

ビジネスにつなげる！

社会貢献をする！

## 19 意識の向上、知識・ノウハウの普及を図っている例 / その他事例

1.

2.

3. その他防災関連事業者

4.

## 安価で工期も短い木造耐火住宅の普及に取り組む

事例番号 139

木造耐火住宅研究会

■業種：建設業

■取組の実施地域：関東、東京

- 建築物における木材利用促進への社会的要請の高まりを受け、平成 26 年に「平成 12 年建設省告示第 1399 号（耐火構造の構造方法を定める件）」が一部改正され、木造の耐火構造の具体仕様が追加された。これにより、一定の基準を満たせば、市街地においても木造耐火建築物を建てるのが可能となった。
- 木造耐火建築物は、鉄筋コンクリート造や鉄骨造よりも安価で短い工期での施工も可能であり、その普及が進むことで木造地域の不燃化を促進し、防災・減災にもつながると考えられる。
- 木造耐火住宅研究会では、この木造耐火の告示化の実現に向け、提案を続けてきた。また、東京都内の一般工務店が木造耐火建築物を施工できる体制を作り、その普及を図っている。